

市の福祉医療制度

対象となる方は申請を

市では、市内に在住(外国
人を含む)で医療保険に加入
している方を対象に、左表の
福祉医療制度を実施していま
す。制度の適用を受けるには
あらかじめ申請が必要で、
申請に必要な書類などについ
ては、担当課までお問い合わせ
ください。

受給者証を更新します
(乳幼児医療を除く)
前年の所得などをとりに8
月以降の受給資格の判定を行
い、受給資格のある方に新し
い受給者証を、ない方に却下

制度名	対象となる方	一部負担
乳幼児医療	小学校就学前までの乳幼児(所得制限なし)	有()
母子家庭等医療	次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ①生計を一にする父親のいない児童 ②①の児童と生計を一にする母親 ③両親のいない児童と、その児童を扶養する20歳未満の方など	無
重度心身障害者医療	次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ①1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②知能指数(IQ)が35以下である方 ③3級の身体障害者手帳を持ち、IQが50以下である方	無
重度障害老人健康管理費	④3歳未満で障害の程度が①~③と同程度の方 重度障害老人健康管理費は、老人保健(国制度)の資格がある方が対象	無
老人医療	65歳以上70歳未満で、次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ①所得税非課税世帯 ②寝たきりや一人暮らし、または同居者が親族のみで全員が60歳以上18歳未満または一定の障害者である世帯	有()

本人以外による仮ナンバーの許可申請 申請者本人を確認する書類(写し)の 提示が必要となります

本人以外が仮ナンバーの
許可申請を行う際、これま
で、窓口に来られた方のみ
の本人確認書類の提示をお
願いしていましたが、9月
1日(金)からは、申請者
が個人の場合、申請者本人
の本人確認書類(原則とし
て運転免許証)の写しの提
示が併せて必要となります。
提示がないと、許可できま
せんのでご注意ください。
(市・市民税課 ☎371・71
71)

通知を7月中旬に送付します。
母子家庭等医療については、
現況届の提出が必要です。
昨年、所得超過により受給
対象外となった方も、所得
や世帯構成の変動などにより
対象となる場合があります。
重度障害老人健康管理費は7
月中旬に、それ以外は8月に申
請してください。

③ 3歳未満(入院・通院)：1か月1医
療機関につき200円
③ 65歳以上(入院)：1か月1医療機関
につき200円
③ 65歳以上(通院)：1か月の自己負担
額の合計が8,000円を超えた額を後か
ら払い戻し
老人保健の一部負担金相当額(1割
または2割負担。上限額あり)市・府
民税非課税世帯は、一部負担金がさら
に減額される場合あり。

老人保健・老人医療 入院時一部負担金を減額します

老人保健及び老人医療の受
給者のうち、市民税非課税世
帯の方は、入院時に窓口で支
払う一部負担金の1か月あた
りの上限額が、4万200円が
2万4千600円(世帯収入が一
定基準以下の場合、1万5千
円)に減額されます。なお、
税制改正に伴う経過措置対象
者と同一世帯(他に市民税課
税の方がいない場合)の市民
税非課税の方は、本人のみが
減額の対象となります。

この減額制度の適用を受け
るには、限度額適用・標準負
担額減額認定証を医療機関
に提示する必要があります。

国保加入の前期高齢者と老人保健受給者の皆さんへ

一部負担割合が2割の方は お確かめください

国保加入の前期高齢者と老人保健受給
者の方で、一部負担割合が2割の方のう
ち、世帯の収入が基準を満たしたとき、
申請により収入額に心して、一部負担割
合が2割のまま自己負担限度額が低く
なる場合と、一部負担割合が2割から1
割になる場合があります。世帯の合計収
入額が次の要件に該当する方は、申請し
てください。

前期高齢者 前期高齢者及び世帯内の老
人保健受給対象者の合計収入額が62万円
(単身世帯のときは48万円)に満たない
場合
老人保健 本人及び世帯内の他の受給者
及び70歳以上の方の年間の合計収入額が
62万円(世帯内に他の受給者または70歳
以上の方がいないときは48万円)に満た
ない場合
●申請
前期高齢者 保険年金課資格担当 ☎371
・7252
老人保健 保険年金課年金老人保健担当
(☎371・7254)

国保加入の前期高齢者の方へ

新しい高齢受給者証を 送付します

現在、市国民健康保険に加入している前期
高齢者の方(昭和7年10月1日、昭和11年7
月1日生まれ)がお持ちの高齢受給者証は、
7月31日で有効期限が切れます。8月1日以
降は、7月中旬に郵送などでお届けする新しい
高齢受給者証を医療機関の窓口に表示して
ください。
なお、新しい高齢受給者証がお手元に届き
ましたら、古い高齢受給者証は細かく刻ん
で処分するか、保険年金課へ返還してくだ
さい。
また、新しい高齢受給者証の記載内容に誤
りなどがないか確認してください。
(☎ 保険年金課資格担当 ☎371・7252)

夏の交通事故防止市民運動

7月21日～8月20日

重点目標

暑い夏 あせらず いそがず 京の道
子どもと高齢者の交通事故防止
自転車利用時のマナー向上と幼児向けヘルメ
ットの着用促進
暴走行為等悪質・危険運転の追放

犬と人間が 快適な暮らしを

愛犬のため、犬を飼うための義務
を果たし、マナーをしっかりと守って、よ
き犬と人間とのいい関係を作りましょ
う。 衛生課食品衛生担当 ☎371・
7299

犬を飼うための3つの義務

①犬の登録 犬には生涯1度
の登録が必要です。登録され
ていない犬を新たに飼いはじ
めたときは30日以内に、子犬の
場合は生後90日以上になっ
たら、保健所で登録手続きをし

飼い方のマナーを 守りましょう

①放し飼いの禁止 放し飼いは、
条例で禁止されています。
公園や広場などで犬を放さ
ず、リードなどでつないで
散歩させましょう。
②排泄物の始末 散歩中に犬
がしたウンチは、ビニール袋
などに入れて必ず持ち帰りま
しょう。電柱などにつけたオ
シッコは、水を入れたペット
ボトルを持ち歩き、洗い流し
ましょう。
③無駄吠え インターホンや
バイクの音などに反応して一
日中吠えては、近所迷惑にな
ります。小さなころから大き
な音に慣れさせ、様々なもの
を見せることで、無駄吠えを
しなくなるよう、しっかりと
つけましょう。
④繁殖の制限 犬の赤ちゃん
を望まないであれば、避妊
・去勢手術をお勧めします。
手術により防ぐことができます。
病気もあります。